

長野県土地利用基本計画（計画図）の変更について

（農業地域縮小）

1 各変更地域について

地域名	市町村	変更面積	地域区分の変更（五地域区分の重複状況）
長野 農業地域 (資料 4-1)	長野市	5 ha 縮小	
松本 農業地域※ (資料 4-2)	松本市	26ha 縮小	

※松本農業地域は①島内東方地区、②和田西原地区、③上村井地区で変更案件あり。

2 変更理由

長野農業地域：区域区分制度以前から宅地となっていた川中島町御厨地区を、現況に合わせて市街化区域に指定することから、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域を縮小する。

松本農業地域：①②の地区は、住宅整備が完了し分譲等も終わり、既に市街化された地域であり、現況に合わせて市街化区域に指定する。③の地区は民間開発による造成が具体化し、計画的な市街地整備が行われることが確実となったため、これに合わせて市街化区域に指定する。以上のことから、これらの地域は、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域を縮小する。

3 変更スケジュールについて

関係する市町村との調整は終了しており、今後、国土交通省を通じて国との変更に関する調整を行う予定。

4 各農業地域の変更内容について

資料 4-1 及び資料 4-2 に長野・松本各地域の変更内容等を掲載。

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分	五地域区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域			自然保全地域	
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別保護地区	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域	✕											
	その他	✕	✕										
農業地域	農用地区域	✕	←	←									
	その他	✕	①	①	✕								
森林地域	保安林	✕	←	←	✕	←							
	その他	②	③	③	④	⑤	✕						
自然公園地域	特別保護地区	✕	✕	✕	✕	✕	○	○					
	特別地域	✕	←	←	←	←	○	○	✕				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	✕	✕			
自然保全地域	特別地区	✕	←	←	←	←	○	○	✕	✕	✕		
	普通地区	✕	○	○	○	○	○	○	✕	✕	✕	✕	

【凡例】

- ✕ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
- ③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
- ⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る。